

第 87 号

熊本県国立研究開発法人森林研究・整備機構事業特別徴収金徴収条例を廃止する条例の制定について

熊本県国立研究開発法人森林研究・整備機構事業特別徴収金徴収条例を廃止する条例を次のように制定することとする。

平成31年2月21日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県国立研究開発法人森林研究・整備機構事業特別徴収金徴収条例を廃止する条例

熊本県国立研究開発法人森林研究・整備機構事業特別徴収金徴収条例（昭和55年熊本県条例第9号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第8号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第25条第1項に規定する期間が終了したため、熊本県国立研究開発法人森林研究・整備機構事業特別徴収金徴収条例を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。